

平成 22 年 7 月

受益者の皆様へ

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

**シュローダー・BRICS 通貨ファンド
信託の終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「シュローダー・BRICS 通貨ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の運用を平成 20 年 4 月 28 日に開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、設定以来、当ファンドの純資産総額は減少傾向にあり低迷が続いております。今後もこの様な状況が継続した場合、投資信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることが懸念されます。

純資産総額が低迷している背景には、一昨年世界的な金融市場の混乱などを受けて当ファンドの基準価額が下落したことに加え、足元、景気を持ち直し傾向が続くものの、本格的な投資家心理の回復には至っていないことなどが挙げられます。

そこで、上記のような事情を鑑み、設定後約 2 年という状況ではございますが、今後、当ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難であり、弊社と致しましては、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

また、平成 22 年 4 月 30 日現在、当ファンドの受益権総口数は 180,020,261 口となり、投資信託約款第 49 条第 8 項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の 25 億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し繰上償還を行うことは相当であると考えております。

つきましては、当書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、同封の返信用封筒にて弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の手続および日程

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ①受益者数および受益権口数の確定日 | 平成 22 年 7 月 2 日 |
| ②議決権行使期間 | 平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 26 日まで |
| ③書面による決議の日 | 平成 22 年 7 月 27 日 |
| ④反対受益者の買取請求期間 | 平成 22 年 7 月 28 日から平成 22 年 8 月 16 日まで |
| ⑤信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 22 年 8 月 31 日 |

受益者数および受益権口数の確定日（平成 22 年 7 月 2 日）現在の当ファンドの受益者は、平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 26 日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー証券投信投資顧問株式会社に対して当ファンドの繰上償還（以下、「本議案」といいます。）に対して書面をもって議決権を行使することができます。

※当ファンドは申込日の翌営業日を約定日としておりますので、平成 22 年 6 月 30 日のお申込みを反映した受益者数および受益者が保有する受益権口数について、議決権が付与されます（7 月 1 日以降のお申込みによる取得、および 6 月 30 日以前のお申込みによる解約については本議案に対する議決権はございません。）。

本議案は、平成 22 年 7 月 2 日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されます。本議案が可決された場合は、平成 22 年 8 月 31 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

また、当該書面決議により本議案が否決された場合は、当ファンドの信託の終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合には、当ファンドの信託契約を継続する旨を当決議の日後、速やかに当ファンドの受益者の皆様にご連絡いたします。

2. 書面決議の方法について

同封しております「議決権行使書面」に、当ファンドの繰上償還に対して賛成または反対の旨等をご記入の上、平成 22 年 7 月 26 日までに同封の返信用封筒にて弊社までお送りください。

なお、「議決権行使書面」は平成 22 年 7 月 26 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

〔ご留意事項〕

※当手続にあたり、お客様に関する情報（氏名、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することとさせていただきますのでご了承下さいようお願い申し上げます。なお、当手続にあたり、取得したお客様の個人情報書面決議および買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

※同一の受益者の方が当信託の終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

※「議決権行使書面 2.本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求の内容および手続に関する事項

本議案が可決された場合には、当決議に反対をされた受益者は、以下の手続により、保有する当ファンドの受益権について、受託銀行に対して信託財産による買取りを請求することができます。

- ①反対受益者の買取請求受付期間 平成22年7月28日から平成22年8月16日まで
- ②シュローダー証券投信投資顧問株式会社より当決議に反対をされた受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」の記入
- ④販売会社または委託会社（弊社）を經由して受託銀行（三菱UFJ信託銀行）への「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」の送付
- ⑤受託銀行での「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥受託銀行からご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

※買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（受託銀行の買取請求必要書類受理日の翌営業日の基準価額とします）となります。

※買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

※お受取金額は、上記買取価額から振込手数料を差し引いた金額となります。また、上記のような諸般の手続が必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

※信託の終了（繰上償還）に反対をされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではございません。買取請求を行わない場合、引き続き変更された信託終了日まで当該受益権を保有すること、もしくは、通常通り、取扱販売会社に解約の請求をすることができます。

照会先

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1333

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

追加型証券投資信託「シュローダー・BRICS通貨ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成20年4月28日に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、設定以来、当ファンドの純資産総額の低迷が続いており、投資信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用の継続が困難な状況となっていることから、繰上償還を行うことが受益者にとって最善であると判断いたしました。

なお、平成22年4月30日現在、当ファンドの受益権総口数は180,020,261口となっており、投資信託約款第49条第8項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の25億口を大きく下回っていることから、繰上償還を行うことは相当であると考えております。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成22年8月31日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

特にございません。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

特にございません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

資産、負債、元本および基準価額の状況

項 目	2009年10月27日現在	2010年1月27日現在
	第 6 期 末	第 7 期 末
(A) 資産	203,370,183 円	177,758,192 円
シュローダー・ブラジル・リアル・マザーファンド (評価額)	50,367,876	42,894,630
シュローダー・ロシア・ルーブル・マザーファンド (評価額)	50,480,378	44,396,249
シュローダー・インド・ルピー・マザーファンド (評価額)	50,338,662	44,423,970
シュローダー・中国・人民元・マザーファンド (評価額)	50,283,574	45,071,491
未収入金	1,899,693	971,852
(B) 負債	2,461,684	1,478,059
未払解約金	1,899,693	971,852
未払信託報酬	534,754	481,675
その他未払費用	27,237	24,532
(C) 純資産総額 (A-B)	200,908,499	176,280,133
元本	222,993,078	205,673,053
次期繰越損益金	△ 22,084,579	△ 29,392,920
(D) 受益権総口数	222,993,078 口	205,673,053 口
1万口当り基準価額 (C/D)	9,010 円	8,571 円

損益の状況

第6期 自 2009年7月28日 至 2009年10月27日

第7期 自 2009年10月28日 至 2010年1月27日

項 目	第 6 期 末	第 7 期 末
(A) 有価証券売買損益	5,141,241 円	△ 8,388,749 円
売買益	7,071,284	376,670
売買損	△ 1,930,043	△ 8,765,419
(B) 信託報酬等	△ 561,991	△ 506,207
(C) 当期損益金 (A + B)	4,579,250	△ 8,894,956
(D) 前期繰越損益金	△ 25,136,196	△ 18,365,283
(E) 追加信託差損益金	△ 1,527,633	△ 2,132,681
(配当等相当額)	(990,249)	(1,198,492)
(売買損益相当額)	(△ 2,517,882)	(△ 3,331,173)
(F) 合計 (C + D + E)	△ 22,084,579	△ 29,392,920
次期繰越損益金 (F)	△ 22,084,579	△ 29,392,920
追加信託差損益金	△ 1,527,633	△ 2,132,681
(配当等相当額)	(992,267)	(1,200,376)
(売買損益相当額)	(△ 2,519,900)	(△ 3,333,057)
分配準備積立金	9,788,120	8,744,568
繰越損益金	△ 30,345,066	△ 36,004,807

シュローダー・BRICs通貨ファンド 繰上償還（信託終了）に関するQ&A

Q1 この手紙「シュローダー・BRICs通貨ファンド 信託の終了（繰上償還）予定のお知らせ」は何ですか？なぜこのような手続きが必要なのですか？

A1 ファンドの運用を終了し、受益者の皆様からお預かりしている運用資産をお返しする予定であることをお知らせするものです。

「投資信託約款」の規定にしたがって、ファンドの繰上償還を行う場合には、受益者に対して事前に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）の日ならびに繰上償還の理由などの事項を定め、受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行います。

書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、繰上償還の手続きは行いません。なお、本決議において議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は賛成するものとさせていただきます。

また、繰上償還が成立した場合には、本決議に反対をされた受益者は「反対受益者による受益権の買取請求」をする権利があります。

Q2 何か手続きを行う必要はありますか？

A2 繰上償還にご同意いただける場合は、同封されている「議決権行使書面」に、賛成のご意向等の必要事項をご記入の上、同封の封筒でシュローダー証券投信投資顧問までご返送ください。なお、「議決権行使書面」をご返送されない場合でも繰上償還にご同意いただいたものとさせていただきます。

また、繰上償還に反対される場合には、同封されている「議決権行使書面」に、反対のご意向等の必要事項をご記入の上、同封の封筒でシュローダー証券投信投資顧問までご返送ください。

「議決権行使書面」は有効期限（平成22年7月26日）までにシュローダー証券投信投資顧問にご返送ください。

Q3 いつ現在の受益者に議決権があるのですか？

A3 当ファンドは申込日の翌営業日を約定日としていますので、平成22年6月30日分のお申込みを反映した受益者を対象としております。（7月1日以降の申込みによって取得された方、および6月30日以前の申込みによって解約された方については今回の「書面決議」の対象となりません。）

Q4 繰上償還の手続き中に換金したい場合はどうなるのですか？

A4 繰上償還の手続き中であっても、従来通り、換金（解約）請求により随時換金が可能です。

繰上償還に対して議決権行使書面において反対された受益者の方は、買取請求期間において受益権の買取りを請求する権利を有しますが、通常の換金（解約）請求により換金することもできます。

したがって、反対受益者は必ず買取請求を行わなければならないということではありません。

Q5 換金に際して、「反対受益者による受益権の買取請求」をした場合と「換金（解約）請求」をした場合との違いはあるのですか？

A5 買取請求期間内に「反対受益者による受益権の買取請求」をされた場合には、繰上償還が行われなければ、本来有すべき公正な価額で換金されることとなります（原則として買取請求書類が受託銀行に受理された日の翌営業日の基準価額）。

「換金（解約）請求」された場合には、ファンド指定の解約価額（解約請求日の翌営業日の基準価額）にて換金されます。

また、「反対受益者による受益権の買取請求」をされる場合には、買取請求に係る書類を弊社所定の手続きにより受託銀行宛に提出していただく必要がありますが、お受取金額は受託銀行から直接受益者指定の銀行口座に振り込まれます。その際、諸般の手続きが必要となるため、お受取金額の支払いまでには通常の換金（解約）請求よりも日数を要する可能性があります。また、お受取金額の支払に係る振込手数料を受益者に負担していただくこととなります。

また、買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

ただし、「反対受益者による受益権の買取請求」をするかしないかは、受益者の権利であり、あくまでも最終的なご判断は、受益者自身が行うこととなります。

【参考：代金の受取り方法】

繰上償還手続き中の代金の受取り方法には次の2種類があり、手取金等は次の通りです。

	換金（解約）請求	異議申立てによる買取請求
申込みは？	8/27 まで申込み可能	買取請求期間（7/28～8/16）のみ（ただし、議決権行使書面において反対された受益者のみ）
支払いは？	申込日から6営業日目	原則として、買取請求必要書類が受託銀行に受理された日から6営業日目 (A5 参照)
換金価額は？	申込日の翌営業日の基準価額	買取請求書が販売会社を經由して受託銀行に受理された日の翌営業日の基準価額
手取り金額は？	換金価額－譲渡益の10% [※] (所得税7%+地方税3%) ※個人の受益者に対する課税です。	換金価額－振込手数料金額 <u>買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）</u> (A5 参照) ・振込手数料（消費税込み） 3万円未満1件に付 525円 3万円以上1件に付 735円
どこで受取れるのか？	販売会社の受益者名義の口座に入金されます。	受託銀行が受益者指定の受益者名義の銀行口座に直接振り込みます。

Q 6 繰上償還することになったかどうかを知ることができますか？

A 6 繰上償還が成立した場合には、平成 22 年 7 月 28 日にシュローダー証券投信投資顧問のホームページ (<http://www.schroders.co.jp>) 上に償還となる旨の記載をいたします。

また、この場合、原則として平成 22 年 7 月 29 日以降（販売会社により異なります。）の買付け申込みの受付けは中止いたします。

一方、議決権行使書面において反対された受益者に対しては、反対受益者による受益権の買取請求をする権利がありますので、当該受益者宛てに繰上償還の成立と買取請求の受付開始をお知らせする案内状等をシュローダー証券投信投資顧問よりお送りいたします。

繰上償還が不成立となった場合には、すべての受益者に対して不成立の旨記載した書面により通知いたします。

Q 7 信託終了日まで保有した場合はどうなりますか？いつ償還代金が支払われますか？

A 7 当ファンドの償還金は、信託終了日の翌営業日（平成 22 年 9 月 1 日）以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いさせていただく予定です。償還価額および運用の詳細につきましては、後日、販売会社より運用報告書をお送りいたしますのでご覧ください。

Q 8 途中で換金（解約）もしくは反対受益者による受益権の買取請求したほうが良いのか、最後（繰上償還日）まで保有したほうが良いのか、どちらが良いのでしょうか？

A 8 繰上償還が決定した場合、以後繰上償還実施日までの運用につきましては、順次組入有価証券を売却し、現金化する予定です。この結果、償還日が近づく程に、現金の割合が高くなるため、基準価額の変動要素は少なくなるものと思われま。最終的なご判断は、受益者ご自身が行うこととなります。

以上、皆様のご協力をお願い申し上げます。

照会先

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1333

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）